

くらしの相談センター 多摩 ニュース NO. 4

雨もようの日々が続くこの頃です。『くらしの相談センター多摩』の活動も3か月が過ぎました。その間様々な相談が寄せられています。周りの皆さんに支えられ解決の道も見えています。7月号では『くらしの相談センター多摩』の専門相談員に名のりを上げてくださった地元・稲田助産院の助産師藤井よし子さんのお話を伺いましたので紹介します。



母性と子どもの健康を願って***育児相談も***

『くらしの相談センター多摩』の近くに稲田助産院があります。院長の藤井よし子さんは42年間の助産師の中で3100人もの赤ちゃんをとりあげた大ベテランです。これから専門相談員として「女性（母性）と子ども（幼児）のための健康相談」を引き受けてくださいます。

☆助産院とは***今は病院で出産する人が98%と圧倒的に多く助産院は1%なんです。でも自分らしさ（生活やお産など）に気づいた人が助産院を訪れる。そしてお産を通して成長していくんですね。病院は検診するだけで健康相談はしてくれないので母子相談を行なっています。つわりとか便秘・むくみ・気分が悪い・頭痛・しびれ・眠れないなど生活から来る不快症状の相談です。

☆稲田助産院の事***現在は常勤の助産師が5名・パートが7名の体制です。助産院を地元から失くしたくない！地元根付いた産院を目指しています。

稲田助産院は「いいお母さんのオーラで守られている」と感じているそうです。不快症状にホメパシイ（同種療法）で自分で対処し、のりきる事が出来るよう相談にのっています。

☆『くらしの相談センター多摩』に***藤井さんは「人が生きていくには自立しなければと思う。そのため様々な正しい知識が必要です。生活の中でわからない事を専門家に相談出来る寄り所があるのは良い事です。自ら得た知識や技術で相談活動にたずさわって行きたいと考えています。」と話していました。そのことが『相談センター』への協力につながったのだと思いました。

7月の専門家による相談予定

・法律相談—川崎北合同法律事務所内田弁護士
(毎月第3火曜日) 7月20日(火)
要予約・時間が限られています。

相談内容の要点をまとめてください

・育児相談—稲田助産院藤井よし子助産師
(毎月第1火曜日・午前中)要予約

・税金・相続・登記・医療・福祉・介護・年金
・教育・住宅に関する相談・ペットの相談

◎専門家が随時対応します。電話で要予約◎

・よろず相談—所長 市会議員井口まみ
すばやく相談に応じます。

月曜日～金曜日…時間については電話で
ご予約ください。

休み……土日・祝日・お盆・年末年始

電話……044-949-6674

所長の視点

☆☆☆保育園が足りない! ☆☆☆

4月申し込んでも入れない子が1076人、今年の1.5倍!



川崎市は、3年前に市長が「保育園に入れなかった子どもを0にする」とかかげて、毎年1000人分の新たな保育所を整備することにし、今年の4月には全員が入れる予定でした。ところが、4月段階で1000人以上が入れず、これから生まれてくる子どもたちはまったく入る余地がない。最終的には2000人を越える子どもたちが待つこととなります。日本共産党は、初めからこの計画は

『2000人分は足りない』と指摘していましたが、まさにそのとおりになったのです。入所希望が増えている一番の原因は、お母さんも働かなければ生活できないという問題です。年収300万円未満の世帯が増えています。保育園に申し込む人のうち「これから働きたい」という割合もどんどん増えています。しかし仕事も簡単にあるわけではありません。これは政治の問題です。働けばふつうに生活できる社会を作らなければ根本解決になりません。当面の問題では、保育園の用地を探すのが大変です。『国や県や市の土地を無償で貸してくれればもっと新設できるのではないかと、市議会だけでなく、小池あきら参議院議員も国会で強く要求してくれました。

耳より情報

●保険料の軽減制度 | 知っておこう! ...

介護保険の保険料、利用料に減免制度があります
申請しないと自動的に下げられません。困っていたらセンターにご相談を

介護保険では、保険料や利用料の支払いが困難な場合に、一定の要件のもとに、減免を受けられる制度があります。保険料・利用料の減免要件等の詳しいことについては、区役所・地区健康福祉ステーションの介護保険担当窓口までご相談ください。

65歳以上の方の介護保険料の納付が困難な方(以下の場合)に、保険料の減額又は免除の制度があります。(具体的内容についてはご相談を)→もっと受けやすい制度にする様、議会で求めています。

(1) 収入が低く、生活が著しく困難な方

(例1) 75歳単身世帯 月収入がおおむね 7万7千円以下

(例2) 72歳と75歳の2人世帯 月収入がおおむね 11万4千円以下

(2) 入院や失業により、世帯の生計維持者の所得が前年に比べて著しく減少した方

(3) 災害により、住宅や家財に3割以上の損失を受けた方→6か月間の保険料が

免除されます。

5月の相談状況

◇「くらしの相談センター 双摩」に
寄せられた件数は 11件

(4月からの総件数は 19件)

◇相談内容は...

年金問題、就職相談
医療相談、介護の相談
住宅に関する相談など
でした。

